

●本冊子は相続に関する一般的な情報提供を目的として作成したものです。また本冊子は十分に信頼できると判断される情報に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性について保証するものではありません。●本冊子に記載の税制上の取り扱い・情報等は2023年1月現在のものです。法令改正等により、税務の取り扱いが変更になった場合には変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別の取り扱いについては、税理士等の専門家、または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

【生命保険商品、個人年金保険商品、損害保険商品一般について】

●保険商品をご検討いただく際には、金融商品勧誘方針ならびに保険募集指針をご確認ください。●ご契約前には各商品の【商品説明資料(パンフレット)】【契約概要】【注意喚起情報】を必ずお読みいただき、内容をご確認、ご了承のうえご契約いただけますようお願いいたします。ご契約時には【ご契約のしおり・約款】【特別勘定のしおり】を必ずご覧ください。●当行の担当者(生命保険募集人・損害保険募集人)はお客さまと引受保険会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。また、当行は取引商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。●保険商品にお申し込みいただくか否かが、当行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。●保険商品は各引受保険会社が引受をする商品であり、預金ではなく、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。また、当行による元本および利回りの保証はありません。●引受保険会社が破綻した場合、生命保険契約者保護機構および損害保険契約者保護機構により保護の措置が図られることがありますが、この場合でもご契約の際にお約束した保険金額・年金額・給付金額・解約返戻金額等が削減され、その結果、保険金額・年金額・給付金額・解約返戻金額等が払込保険料相当額を下回る場合があります。●一部の保険商品は国内外の株式や債券等で運用しているため、株価や債券価格、市場金利の変動、または外国為替相場の変動等により、保険金額・年金額・給付金額・解約返戻金額等が変動(増減)するしぐみの保険です。運用実績によっては、受け取る保険金・年金・給付金・解約返戻金の合計額が払込保険料相当額を下回る場合があります。一時払保険料等の減少を含むリスクはお客さまが負うこととなります。●外貨建ての保険商品は、保険金・年金・給付金等のお受け取り時における外国為替相場によって円換算した金額が、ご契約時における外国為替相場によって円換算した払込保険料相当額を下回る場合があります。為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分(TTSレートとTTBレートの差額)が差し引かれるため、円換算受取金額が保険料払込時の為替相場で円換算した払込保険料相当額を下回ります。●保険商品には、お客さまに直接、または間接的にご負担いただく手数料や費用があります。商品ごとに手数料や費用は異なりますので、具体的な金額・計算方法は記載することができません。また、一定期間内に解約した場合、解約控除がなされることがあります。契約をご検討いただく際には【商品説明資料(パンフレット)】【契約概要】【注意喚起情報】【ご契約のしおり・約款】等で、必ずご確認ください。●被保険者さまの健康状態等についての告知等が必要な生命保険は引受保険会社の診査の結果、ご契約ができない場合があります。●クーリング・オフ制度(ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除)の対象となる保険商品は所定のお手続きによりクーリング・オフすることができます。なお、クーリング・オフ期間には一定の制限があります。●平準払保険において、保険料お払い込みの猶予期間中に保険料のお払い込みがない場合、契約は失効し、保険金や給付金等の支払事由に該当した場合でも保険金や給付金等は支払われません。●当行では保険募集に先立ち、当行が知り得たお客さまの非公開情報を利用して募集にあたることについてご同意をいただいております。●保険業法上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申し込み状況等によっては、当行では生命保険、損害保険をお申し込みいただけない場合があります。●詳しくは生命保険販売資格・損害保険販売資格をもった当行の担当者(生命保険募集人・損害保険募集人)までご相談ください。●保険募集代理店：株式会社 SBI新生銀行

【遺言信託について】

●本商品は山田エスクロー信託の商品であり、SBI新生銀行は山田エスクロー信託の業務提携店として取り扱いをしております。●本商品につきましては、山田エスクロー信託の業務提携店として取次ぎをいたします。ご契約に際しては、お客さまと山田エスクロー信託が契約当事者となります。●本商品には山田エスクロー信託所定の手数料がかかります。遺言執行報酬の計算において、SBI新生銀行にお預けの預金等には、特別料率を適用します(詳しくは山田エスクロー信託作成のパンフレットをご覧ください)。【手数料例】①プラン30の場合<新規作成時>取扱手数料330,000円(消費税等込)、<遺言書の書き換え時>変更手数料55,000円(消費税等込)、<遺言保管中>年間保管料無料、<遺言執行完了時>相続税評価額による執行対象財産額が1億円の場合は遺言執行報酬1,100,000円(消費税等込)がかかります。②プラン70の場合<新規作成時>取扱手数料770,000円(消費税等込)、<遺言書の書き換え時>変更手数料55,000円(消費税等込)、<遺言保管中>年間保管料無料、<遺言執行完了時>相続税評価額による執行対象財産額が1億円の場合は遺言執行報酬495,000円(消費税等込)がかかります(2023年1月4日現在)。また税務申告にかかる税理士費用や相続登記にかかる司法書士費用等、公証役場費用等の諸費用が別途かかります。【お引き受け範囲】山田エスクロー信託がお引き受けできる遺言執行の範囲は、法律により財産の処分・相続に関するものに限られています。遺言執行の対象となる財産については、遺言の内容にしたがって山田エスクロー信託が執行できる範囲に限らせていただきます。遺言の内容によっては、お引き受けできない場合もありますので、個別にご相談ください。ご相談の内容についての秘密は厳守いたします。

【遺産整理業務について】

●本商品は山田エスクロー信託の商品であり、SBI新生銀行は山田エスクロー信託の業務提携店として取り扱いをしております。●本商品につきましては、山田エスクロー信託の業務提携店として取次ぎをいたします。ご契約に際しては、お客さまと山田エスクロー信託が契約当事者となります。●本商品には山田エスクロー信託所定の手数料がかかります。遺産整理業務手数料の計算において、SBI新生銀行にお預けの預金等には、特別料率を適用します(詳しくは山田エスクロー信託作成のパンフレットをご覧ください)。【手数料例】ご相続が発生した際の相続税評価額による遺産整理業務対象財産額が1億円の場合、遺産整理業務手数料1,100,000円(消費税等込)がかかります(2023年1月4日現在)。また税務申告にかかる税理士費用や相続登記にかかる司法書士費用等の諸費用が別途かかります。●お手続きの内容によっては、お引き受けできない場合もございますので、個別にご相談ください。ご相談の内容についての秘密は厳守いたします。

【民事信託コンサルティング業務について】

●本商品は山田エスクロー信託の商品であり、SBI新生銀行は山田エスクロー信託の業務提携店として取り扱いをしております。●本商品につきましては、山田エスクロー信託の業務提携店として取次ぎをいたします。ご契約に際しては、お客さまと山田エスクロー信託が契約当事者となります。●本商品には山田エスクロー信託所定の手数料がかかります(詳しくは山田エスクロー信託作成のパンフレットをご覧ください)。【手数料例】民事信託コンサルティング手数料<業務委託契約締結時> 着手金220,000円(消費税等込) ※なお、業務委託契約締結後に解約された場合でも着手金は返金できません。<業務完了時>最終金660,000円(消費税等込) <その他の費用>上記以外にお客さまにご負担いただく主な費用は、以下の通りです。公正証書作成費用、信託財産が不動産の場合の登録免許税および司法書士報酬、信託監督人や信託事務処理代行者等を依頼する場合の受任者の報酬(2023年1月4日現在)。●お手続きの内容によっては、お引き受けできない場合もございますので、個別にご相談ください。ご相談の内容についての秘密は厳守いたします。

本冊子に掲載の各商品、サービス等についてお問い合わせ
(コンタクトセンターにお問い合わせされる際には、口座番号と暗証番号をご確認のうえ、お問い合わせください)

パワーコール

0120-456-007

[通話料無料] 8:00~21:00 / 365日
投資信託の受付時間は平日8:00~20:00
土日祝日(照会のみ)は10:00~18:00

SBI 新生銀行

監修：東京共同会計事務所

株式会社 SBI新生銀行 / 登録金融機関：関東財務局長(登金)第10号 / 加入協会：日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会

230104

株式会社SBI新生銀行

相続・贈与ガイド

大切なご家族のために想いを込めて



SBI 新生銀行

大切なご家族のために

～ご自身の資産の相続について、今できることを考えてみませんか～

SBI新生銀行から皆さまへ

いつかは誰しもの通る相続。
今まで築き上げてきた大切な資産を、
大切なご家族に承継すると同時に、「思い」を贈ることもあります。
あらかじめ相続について理解を深め、今できることから、
しっかりと準備することで「思い」をカタチにできます。
本冊子で相続の理解を深める一助となれば幸いです。



- 本冊子は相続に関する一般的な情報提供を目的として作成したものです。また本冊子は十分に信頼できると判断される情報に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性について保証するものではありません。
- 本冊子に記載の税制上の取り扱い・情報等は2023年1月4日現在のものです。法令改正等により、税務の取り扱いが変更になった場合には変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別の取り扱いについては、税理士等の専門家、または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

INDEX

■ 相続の現実	3
■ 事前準備の4つのポイント	
① 遺産分割対策	5
② 納税資金等の準備	7
③ 相続財産の評価	9
④ 生前贈与	13
■ 相続の備えに役立つSBI新生銀行の取扱商品・サービス	17
■ ご参考	
① 相続税の計算方法	21
② 分けにくい資産の遺産分割対策 ～代償交付金の準備～	23
③ 相続手続きの流れ(全体版)	25

相続の現実

相続と聞いて、どんなことをお考えになりますか？

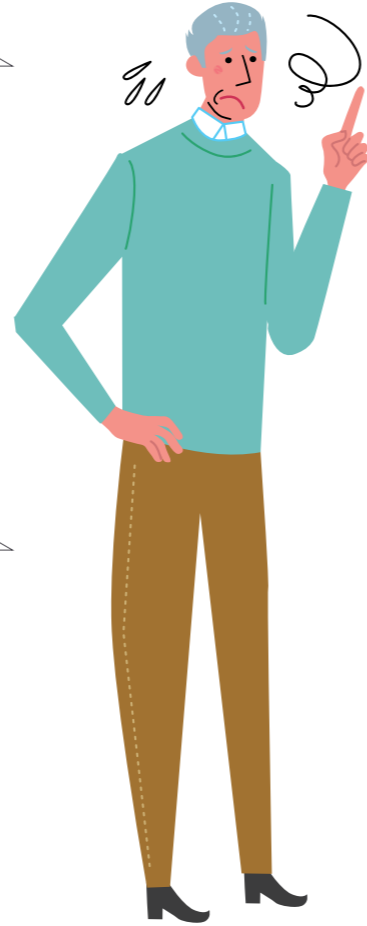


そろそろ相続のことも考えないといけないと思っているのですが、家族にどのように分ければいいのか…。よくわからないので心配です。

▶ 遺産分割対策【P.5】

相続税を納める際の手続きや、資金を確保するにはどうすればいいのでしょうか？

▶ 納税資金等の準備【P.7】

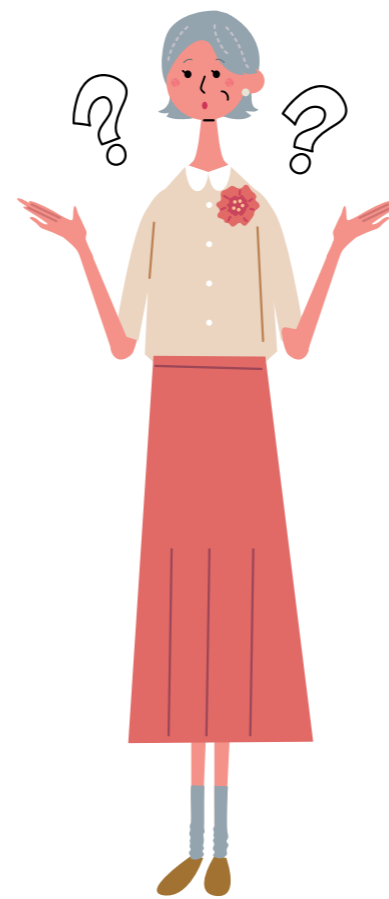


自分の財産に対してどれくらいの税金がかかるかが気になります。軽くする方法はありますか？

▶ 相続財産の評価【P.9】

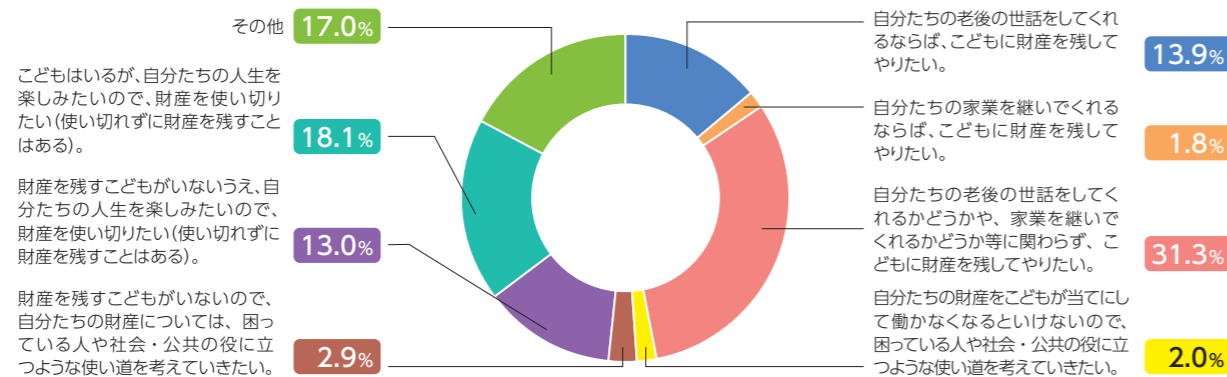
私が元気なうちから子どもや孫に、自分の財産を有効に活用して欲しいのですが、良い方法はありますか？

▶ 生前贈与【P.13】



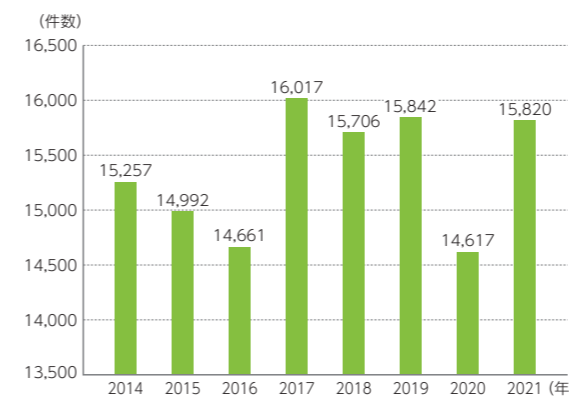
豆知識

■ 遺産についての考え方(2人以上の世帯) ～「のこす」想いはさまざまです～



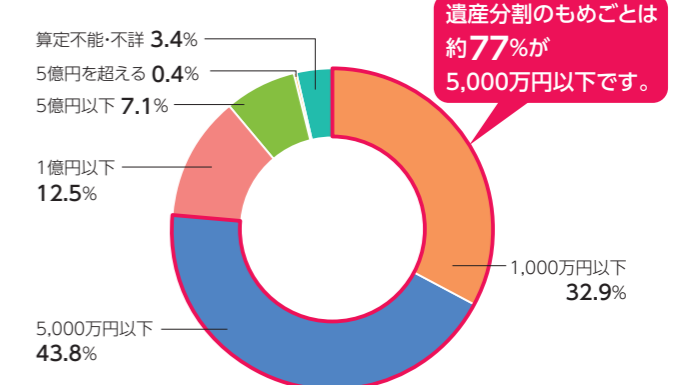
出典：金融広報中央委員会「令和3年 家計の金融行動に関する調査(二人以上世帯調査)」

■ 遺産分割に関する調停・審判件数の推移 ～「相続」が「争族」に、他人ごとではありません～



出典：裁判所 司法統計「家事 令和3年度 家事審判・調停事件の事件別新受件数 全家庭裁判所」

■ 遺産の価額別認容・調停成立件数割合 ～「争族」は身近で起きています～



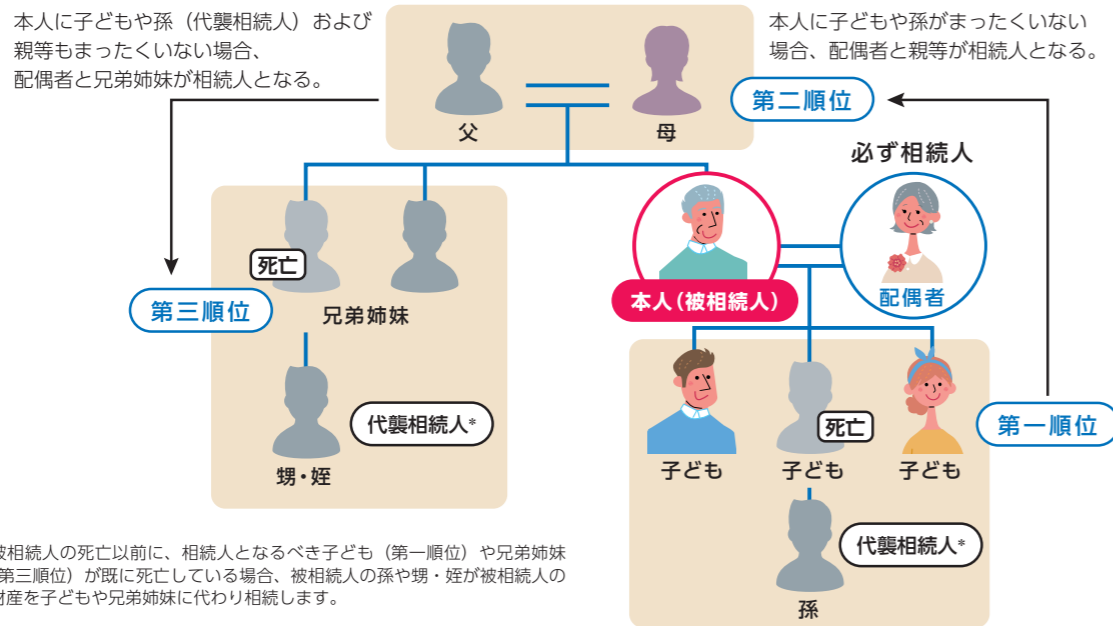
出典：裁判所 司法統計「家事 令和3年度 遺産分割事件のうち認容・調停成立件数(「分割をしない」を除く)―遺産の内容別遺産の価額別― 全家庭裁判所」

1 遺産分割対策

「誰に」「何を」「どれだけ」のこすか、考えて おきましょう。

法定相続人とは

民法が定める「財産をのこして亡くなる方の財産を承継できる一定範囲内の人」を法定相続人といいます。配偶者は常に相続人となりますが、被相続人の子ども、親、兄弟姉妹には「相続の順位」があります。上位の人から相続人となり、上位者がいれば下位者は相続人にはなりません。



*被相続人の死亡以前に、相続人となるべき子ども（第一順位）や兄弟姉妹（第三順位）が既に死亡している場合、被相続人の孫や甥・姪が被相続人の財産を子どもや兄弟姉妹に代わり相続します。

「法定相続分」と「遺留分」とは？

法定相続分

遺言がなく、相続人の遺産分割協議がまとまらなかった際に基準とする取り分を法定相続分といいます。

遺留分

相続人が、相続財産の一定割合を相続することを民法により保障された取り分のことを遺留分といいます。遺言等により遺留分が相続人以外に相続されることになり、相続人の取り分が侵害されることになった場合、遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求することができます。（遺留分侵害額請求）

■ 法定相続人別の法定相続分と遺留分

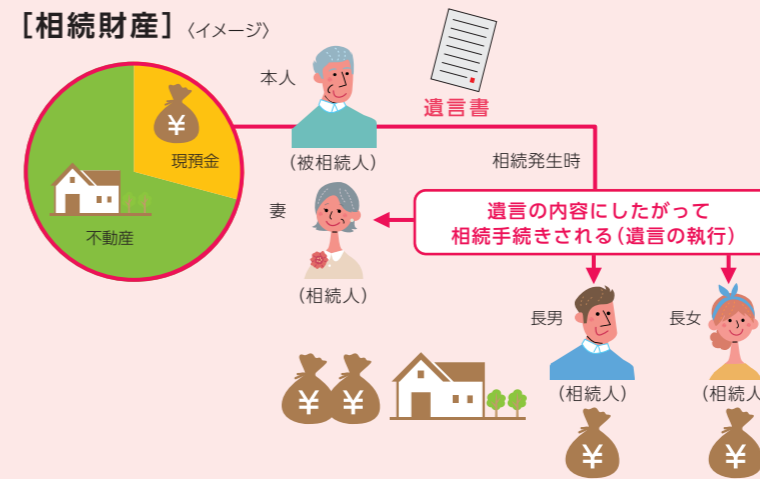
	配偶者あり		配偶者なし	
	法定相続分	遺留分	法定相続分	遺留分
子どもあり	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者：1/2 子ども：1/2* 	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者：1/4 子ども：1/4* 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもがすべて相続* 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども：1/2*
子どもなし 親は健在	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者：2/3 親：1/3* 	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者：1/3 親：1/6* 	<ul style="list-style-type: none"> 親がすべて相続* 	<ul style="list-style-type: none"> 親：1/3*
子どもなし 親は死亡	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者：3/4 兄弟姉妹：1/4* 	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者：1/2 兄弟姉妹：遺留分なし 	<ul style="list-style-type: none"> 兄弟姉妹がすべて相続* 	<ul style="list-style-type: none"> 兄弟姉妹：遺留分なし

*相続人が複数いる場合は、法定相続分・遺留分を相続人の数で等分します。

対策方法

「遺言」による遺産分割

財産を家族にのこすことについて、生前に自分の考え方を示しておくものが遺言です。遺言書の作成により「誰に」、「どの財産を」「どれくらい」のこすたいかを具体的に決めることができます。



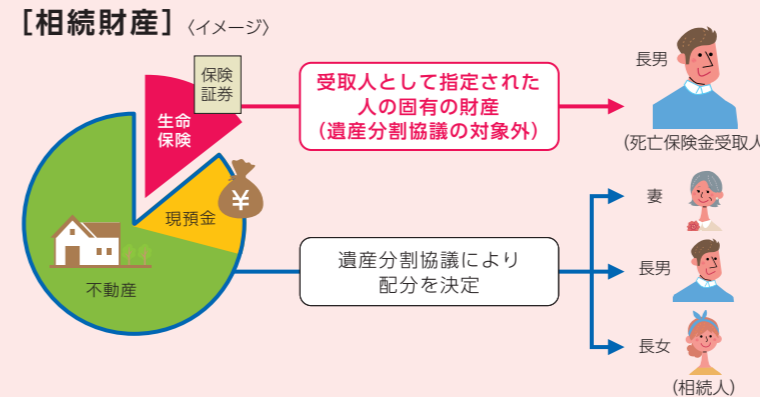
遺言は法定相続分に優先しますので、原則として遺産分割協議が不要です。ただし遺留分には注意しましょう。

「遺言」がない場合は遺産分割協議*が必要となります。

*遺産分割協議：相続人全員の参加と合意を要する話し合いによって、遺産分割を決定すること。意見がまとまらない場合、家庭裁判所での調停や審判による分割へ移行します。

生命保険の活用

生命保険は契約時に死亡保険金受取人を指定することで、のこしたい人に「現金」をのこすことができます。



死亡保険金は受取人の固有の財産となるため、原則として遺産分割協議の対象とはなりません。なお、生命保険でのこせる財産は現金に限られます。

代償分割の活用 詳細 P.23

以下のような「分けにくい資産」の遺産分割にあたっては、「代償分割」が有効です。

【分けにくい資産(一例)】

- 山林
- 空家になる自宅
- 自社株
- 外国にお持ちの資産 など

→ 代償分割を利用

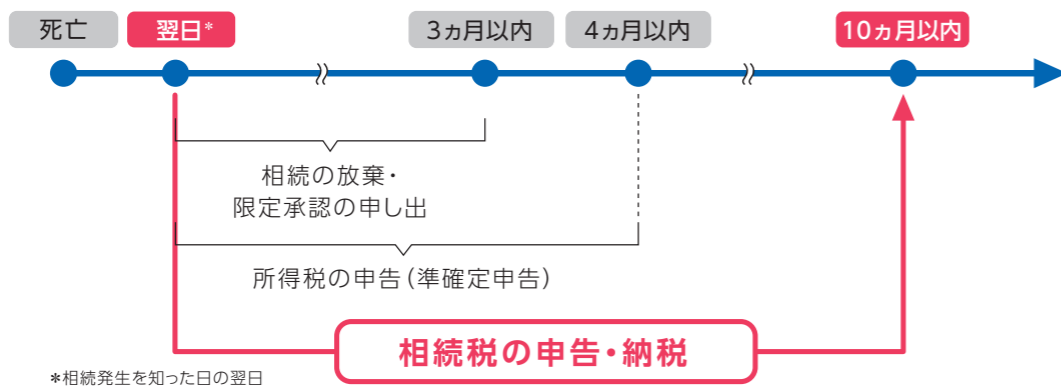
2 納税資金等の準備

相続発生後、すみやかに使える現金を確保 しましょう。

相続税の申告と納税期間はいつまで？

相続税は、相続発生を知った日の翌日から10ヵ月以内に申告と納付をしなければいけません。また、納付については現金での一括納付が原則となります。相続が発生したときに予想される相続税額を事前に把握し、早めの対策を講じることが必要です。

■ 相続手続きのスケジュール

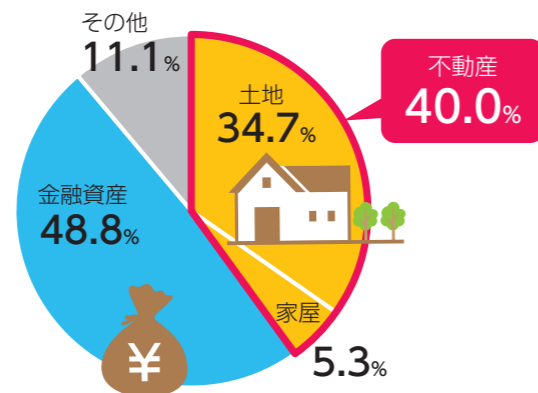


[▶ 相続手続きの流れ\(全体版\) \[P.25\]](#)

相続財産から納税資金を確保できる？

家計資産の半分近くは、土地や家屋などの不動産が占めているケースが多いといえます。不動産の場合、相続の開始から現金化までの間、売買などで手間や時間がかかるため注意が必要です。

■ 相続財産の金額の構成比(ご参考)



出典：国税庁 統計情報「令和2年度 2直接税 相続税」



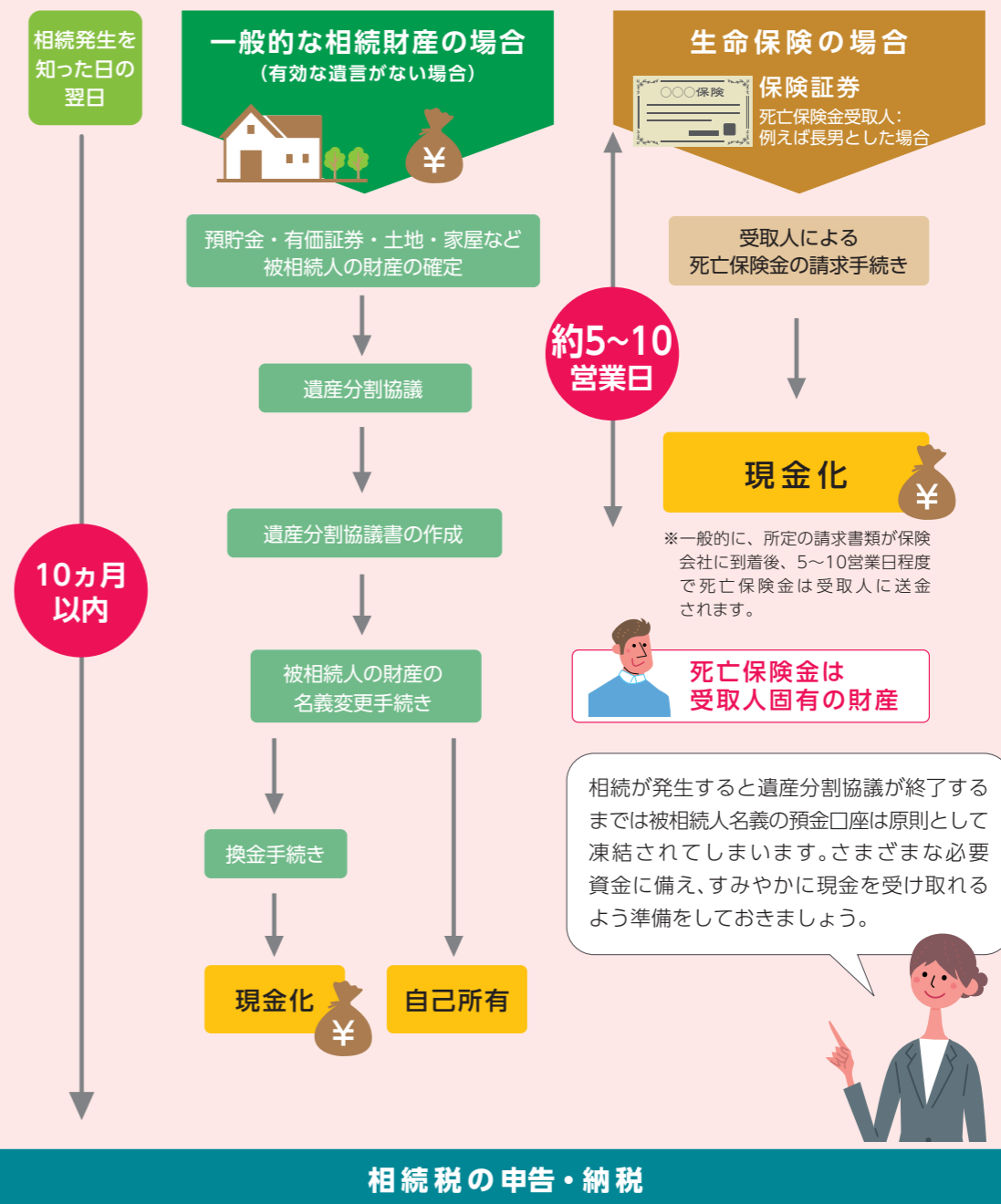
不動産はすぐに現金化することが難しい資産なんだね。売却が必要だとすれば早く買い手が見つかる方がいいけど…。

対策方法

「生命保険」の活用 ～迅速な現金化で流動資金の確保を～

生命保険の死亡保険金は、受取人の請求から約5～10営業日で迅速に現金化できるため、流動資金の準備などに適しています。

■ 相続発生後の現金化までの流れ



3 相続財産の評価

万一の場合に相続税がかかるか、ご自分の 財産を把握しましょう。

相続財産の評価とは

相続税額は、被相続人の相続財産の種類や、誰がどの財産を相続するかにより税額が異なってきます。

■ 財産の例

- 預貯金
- 債券
- 株式
- 投資信託
- 土地
- 家屋
- 生命保険
- 等

詳細 P.11

■ 相続人の例

配偶者 (配偶者の税額軽減の特例) 詳細 P.10

子ども*

兄弟姉妹 等 (相続税額の2割加算) 詳細 P.10

*法定相続人の人数に含める被相続人の養子の数は、一定数に制限されています。

相続税の基礎控除額

2015年以降の相続については相続税の基礎控除額が引き下げられました。相続財産（課税価格）が基礎控除額を超える場合、相続税が発生する可能性があるため注意が必要です。

相続税の基礎控除 **3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の人数)**

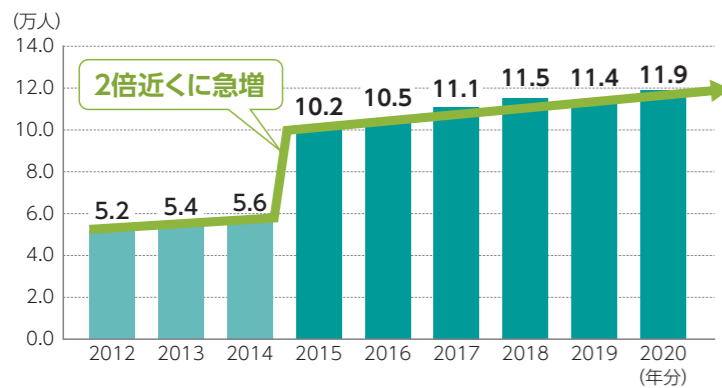
▶ (例えば) 法定相続人が配偶者、長男、長女3人の場合



3,000万円 + (600万円 × 3人)
= 4,800万円

が相続税の基礎控除額となります。

■ 課税対象となる被相続人数の推移



出典：国税庁 統計情報 長期時系列データ 相続税

まずは、ご自身の財産がどれくらいあるかを確認し、相続税がかかるかどうかを確認しましょう。



対策方法

相続税の非課税枠と各種控除

■ 「生命保険」の活用

生命保険の死亡保険金には、左記の基礎控除とは別に一定の金額までが相続税の非課税枠となる税制上の優遇措置があります。

死亡保険金非課税枠の計算方法

500万円 × 法定相続人の人数

○契約者(保険料負担者)・被保険者が被相続人、死亡保険金受取人が相続人である保険契約の場合に適用されます。

▶ (例えば) 法定相続人が配偶者、長男、長女3人の場合



500万円 × 3人
= 1,500万円

が死亡保険金の相続税非課税枠になります。

■ 「配偶者の税額軽減の特例」の活用

これまで、被相続人の財産形成に大きく寄与してきた配偶者は、被相続人死亡後の生活保障面などが考慮され、特例として税額が大幅に軽減されます。

配偶者が取得した遺産額のうち、いずれか大きい金額まで相続税は課税されません。

- ① 配偶者の法定相続分相当額
- ② 1億6,000万円

ただし、配偶者は一定の金額まで相続税が課税されないとはいえ、その後の配偶者死亡に係る二次相続を考慮しないと、一次相続・二次相続の相続税の合計が多くなるケースがあります。



「配偶者の税額軽減の特例」の適用についての注意点

- ・対象となる財産は、遺産分割等により実際に取得したものに限られます。
- ・相続税の申告期限までに遺産分割が済んでいない場合、原則として特例の適用はありません。
- ・上記特例を適用した結果、相続税の納付がない場合でも、申告書の提出が必要です。

■ 相続税額の2割加算

相続税法の規定により、①被相続人の配偶者、②一親等の血族(親・子ども)、③代襲相続人については相続税額の加算はありませんが、①～③以外の方が遺産の相続人となった場合、相続税が2割加算されます。ちなみに、養子は上記②にあたるため、通常は加算されませんが、孫・ひ孫を養子にしていた場合は加算されるので注意が必要です。

3 相続財産の評価

「不動産」の活用

不動産の利用方法で相続税評価額を下げることができます

■ 不動産の評価

相続税や贈与税を計算するときに、土地や家屋などを評価する必要があります。原則として、国税庁の定める財産評価基準書に沿って評価します。土地を評価する場合、宅地、田、畑、山林などの地目ごとに評価します。また、宅地は利用単位ごとに評価をしますので、利用の方法によっては評価減が図れます。

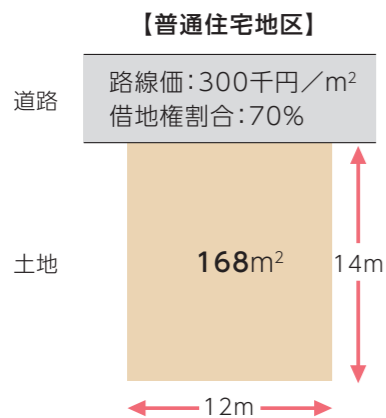
土地	宅地（自用地）	路線価×面積、または固定資産税評価額×倍率
	借地権	路線価×面積×借地権割合、または固定資産税評価額×倍率×借地権割合
	貸地（底地）	自用地価額×（1－借地権割合）
	貸家建付地*	自用地価額×（1－借地権割合×借家権割合×賃貸割合）
建物	家屋	固定資産税評価額
	建築中の家屋	費用現価×70%
	貸家	固定資産税評価額×（1－借家権割合×賃貸割合）

*貸家建付地＝貸家やアパート、賃貸マンション等の土地

■ 路線価による土地の相続税評価額計算例

- ・ 路線価 300千円/m²
- ・ 借地権割合 70%
- ・ 借家権割合 30%
- ・ 賃貸割合 100%

※各種補正は考慮しておりません。



- ケース1 ◎自用地の場合
 $300千円 \times 168m^2 = 50,400千円$
- ケース2 ◎借地権の場合
 $300千円 \times 168m^2 \times 70\% = 35,280千円$
- ケース3 ◎貸地（底地）の場合
 $300千円 \times 168m^2 \times (1 - 70\%) = 15,120千円$
- ケース4 ◎貸家建付地の場合
 $300千円 \times 168m^2 \times (1 - 70\% \times 30\% \times 100\%) = 39,816千円$

■ 小規模宅地等の特例

相続により取得した土地については、一定の条件により、大幅な評価の減額ができます。

区分	適用限度面積	評価減割合	
居住用宅地の場合	特定居住用宅地等	330m ²	
	特定事業用宅地等	400m ²	80%
事業用宅地の場合	特定同族会社事業用宅地等		200m ²
	上記以外の貸付事業用宅地等		

対策方法

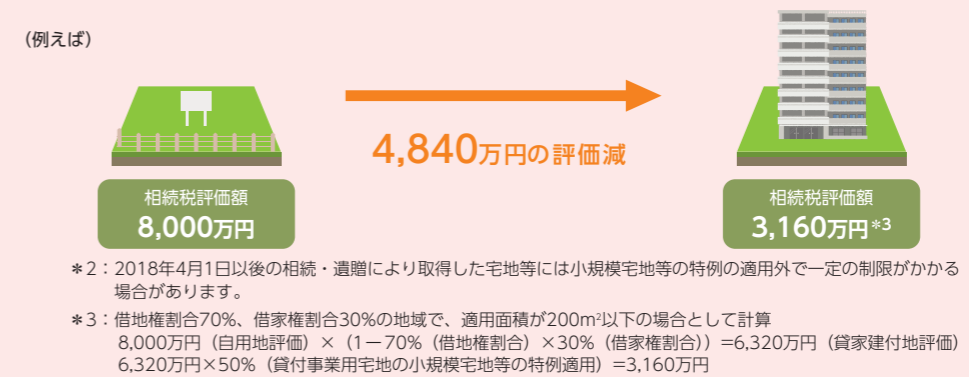
対策① 金融資産を不動産に組み替える

相続税の評価額は、現預金では100%その額で評価されますが、不動産の場合、土地はおおよそ時価の80%、建物は60%で評価します。現預金や有価証券などの金融資産を不動産に替えることで、相続税の評価額が圧縮され評価減が図れます。



対策② 空き地に賃貸マンションなどを建てる

空き地の相続税評価額は自用地評価ですが、アパートやマンションを建て、賃貸することによって、貸家建付地の評価になります。不動産のある地域による借地権割合で異なりますが、土地の評価は、おおむね20%の評価減となります。また、貸付事業用の小規模宅地の特例*2が適用されるとさらに評価額が下がります。



対策③ 親子で同居する

二次相続を考えた場合、別居の子ども（持ち家に居住）が親の自宅を相続すると、その土地は自用地として評価されます。同居していれば居住用小規模宅地の80%減額特例が適用され、評価額は大幅に圧縮されます。



※不動産の評価を下げる効果は所在地、種類や条件等によって異なります。ご検討される際は税理士等へご確認ください。

ただしP.7でご説明した通り、不動産を売却して遺産分割や納税資金の確保に活用する場合、流動性の面で金融資産より自由度が劣後する場合がありますので、十分な注意が必要です。

4 生前贈与

財産を引き継ぐ方法として「生前贈与」も 考えてみましょう。

生前贈与とは

「贈与」とは、当事者の一方が、自己の財産を無償で相手方に与える意思表示をし、相手方がこれを受諾することによって成立する契約のことで、存命中に贈与することを「生前贈与」といいます。

■ 贈与は「あげる人」と「もらう人」の意思表示が大切



暦年課税とは

贈与税は、個人から財産をもらった際に、受贈者（もらう人）に対してかかる税金であり、その課税方法のひとつに「暦年課税」があります。「暦年課税」は受贈者（もらう人）が1年間（1月1日から12月31日まで）に受けた贈与の合計額に対して課税されます。

■ 贈与税額の計算式

$$\text{（贈与を受けた財産の価額 - 110万円（基礎控除額））} \times \text{税率} - \text{控除額}$$

基礎控除後の課税価格 下記の贈与税の速算表を使用

■ 贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	特例*		一般	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	0円	10%	0円
200万円超～300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
300万円超～400万円以下			20%	25万円
400万円超～600万円以下	20%	30万円	30%	65万円
600万円超～1,000万円以下	30%	90万円	40%	125万円
1,000万円超～1,500万円以下	40%	190万円	45%	175万円
1,500万円超～3,000万円以下	45%	265万円	50%	250万円
3,000万円超～4,500万円以下	50%	415万円	55%	400万円
4,500万円超	55%	640万円		

*直系尊属（父母や祖父母など）から子・孫などの直系卑属（財産の贈与を受けた年の1月1日現在において18歳以上の者に限ります。）が贈与により財産を取得した場合

暦年課税の基礎控除額は毎年110万円であるため、合計額が110万円以下であれば贈与税の課税対象となりません。なお相続開始前3年以内に相続人に対して贈与された財産は、相続税の課税価格に加算されます。



対策方法

「生前贈与」のメリットを知って上手に活用しましょう

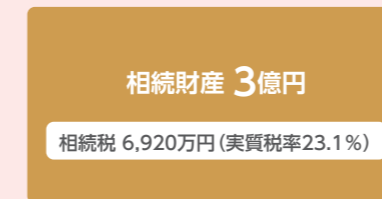
相続や遺贈と異なり、自身の存命中に財産を無償で移転する生前贈与では、相続税の負担軽減や資産の有効活用といったメリットがあります。

■ 10年間毎年贈与を行いその後相続が発生したケースについて見てみましょう。



毎年110万円を贈与したケース（基礎控除額内のため贈与税の申告は不要です）

● 贈与をしない場合



税額合計 6,920万円
実質税率：23.1%

● 毎年110万円を贈与した場合



税額合計 6,040万円
実質税率：20.2%

差額 880万円

毎年310万円を贈与したケース（贈与税20万円*を納税し290万円の資金がのこります）

● 贈与をしない場合



税額合計 6,920万円
実質税率：23.1%

● 毎年310万円を贈与した場合



税額合計 4,880万円
実質税率：16.3%

差額 2,040万円

*1年あたりの贈与税額（（贈与財産310万円－基礎控除110万円）×税率10%＝20万円）となります。
*相続税額は、相続人の子2人が法定相続分通りに遺産を取得し、相続開始前3年以内の贈与はなく、税額控除の適用はないと仮定した場合となります。
*他の所得にかかる税金等は考慮していません。
*実質税率は小数第2位を切り上げています。

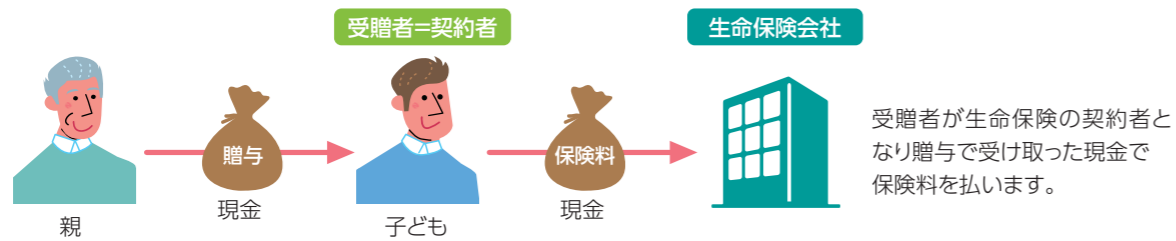
生前に財産を移転することで、贈与税と相続税をあわせた実質税率が引き下がり、結果相続税の軽減効果が期待できます。

4 生前贈与

生前贈与に生命保険を活用する例

「生前贈与」で受け取った現金の「生命保険」での活用

受贈者は、生前贈与された資産を活用して生命保険に加入することで、さまざまな用途の資金として有効に利用することができます。



■ 資産形成として

受贈者が贈与された財産で、貯蓄性のある生命保険に加入し、将来受け取る年金・解約返戻金などを、教育資金や住宅購入資金、老後の生活資金として活用することができます。



おすすめの保険種類 **個人年金保険 終身保険 など**

■ 相続税納税資金準備として

受贈者が贈与された資金で生命保険に加入し、被保険者の死亡時に受け取る保険金を相続税納税資金として活用することができます。

※受贈者が受け取る死亡保険金は、一時所得として他の所得と合算のうえ、所得税・住民税が課税されます。



おすすめの保険種類 **終身保険 など**

注意すべき点

ひとつずつチェックしていきましょう



「生前贈与」を行うときの注意点

生前贈与では、気をつけておかなければならないポイントがあります。

- 贈与契約書を毎年作成すること**
 - 贈与者(贈与をする人)と受贈者(贈与を受ける人)の両方がそれぞれ直筆で署名・捺印すること ※印鑑は各自のものを使用します。
 - 受贈者が未成年の場合は、法定代理人(親権者)が直筆で署名・捺印すること
 - 贈与税の契約書は毎年2通作成し、できれば公証役場で確定日付をもらうこと
- 受贈者が贈与を受けたことを認識していること**
 - 受贈者が子ども等で贈与を受けたことを認識できない場合は、法定代理人(親権者)が確認する
- 基礎控除額を超える場合は贈与税の申告をすること**
 - 贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに受贈者が贈与税の申告を行うこと
*該当日が土・日曜日・祝日等に当たる場合はこれらの日の翌日となります。
 - 贈与税の申告書を保管すること
- 贈与された財産の管理を受贈者が行うこと**
 - 毎年、贈与者は受贈者の銀行預金口座に現金を振り込むこと
 - 保険料の引落し(支払い)、贈与税の納付については、受贈者の銀行預金口座を利用すること
 - 通帳や印鑑等の管理は受贈者が行うこと(受贈者が未成年の場合、法定代理人(親権者)が管理する)
- 贈与されたお金で生命保険に加入する場合、その契約に関する生命保険料控除を贈与者が受けていないこと**

詳しくは税理士や所轄の税務署等にご相談ください

■ 贈与契約書の例

贈与契約書

贈与者 _____ (以下「甲」という)は、受贈者 _____ (以下「乙」という)と、下記条項により贈与契約を締結する。

記

第1条 甲は、現金 _____ 万円を乙に贈与するものとし、乙はこれを承諾した。

第2条 甲は、第1条に基づき贈与した現金を、令和__年__月__日までに、乙が指定する銀行預金口座に振り込むものとする。

この契約を締結する証として、この証書2通を作成し、甲乙双方及び乙の法定代理人が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和__年__月__日

(甲) 住所 _____
氏名 _____ 印

(乙) 住所 _____
氏名 _____ 印

(乙の親権者) 住所 _____
氏名 _____ 印

(乙の親権者) 住所 _____
氏名 _____ 印

(ご留意事項)

○贈与契約書は「贈与の事実」「贈与年月日」「受贈者の氏名、住所」「贈与者の氏名、住所」「贈与金額」の記載が必要です。

○第2条の有無はお客様の任意項目です。

○受贈者が未成年の場合は、親権者の同意が必要です。

豆知識

贈与についての根拠(生命保険料の負担者の判定について)

— 国税庁の事務連絡(1983年9月) —

- 被相続人の死亡又は生命保険契約の満期により保険金等を取得した場合、もしくは保険事故は発生していないが保険料の負担者が死亡した場合において、当該生命保険金又は当該生命保険契約に関する権利の課税にあたっては、それぞれ保険料の負担者からそれらを相続、遺贈又は贈与により取得したものとみなして、相続税又は贈与税を課税することとしている(相法3(1)一、三、五)。
*生命保険金を受け取った者が保険料を負担している場合には、所得税(一時所得又は雑所得)が課税される。
- 生命保険契約の締結にあたっては、生計を維持している父親等が契約者となり、被保険者は父親等、受取人は子供等としてその保険料の支払いは父親等が負担している、というのが通例である。このような場合には、保険料の支払いについて、父親等と子供等との間に贈与関係は生じないとして、相続税法の規定に基づき、保険事故発生時を課税時期としてとらえ、保険金を受け取った子供等に対して相続税又は贈与税を課税することとしている。
- ところが、最近、保険料支払能力のない子供等を契約者および受取人とした生命保険契約を父親等が締結し、その支払保険料については、父親等が子供等に現金を贈与し、その現金を保険料の支払いに充てるという事例が見受けられるようになった。
- この場合の支払保険料の負担者の判定については、過去の保険料の支払資金は父親等から贈与を受けた現金を充てていた旨、子供等(納税者)から主張があった場合は、事実関係を検討の上、例えば、(1)毎年の贈与契約書、(2)過去の贈与税申告書、(3)所得税の確定申告等における生命保険料控除の状況、(4)その他贈与の事実が認定できるものなどから贈与事実の心証が得られたものは、これを認めることとする。

相続の備えに役立つSBI新生銀行の取扱商品・サービス

終身保険

生命保険商品

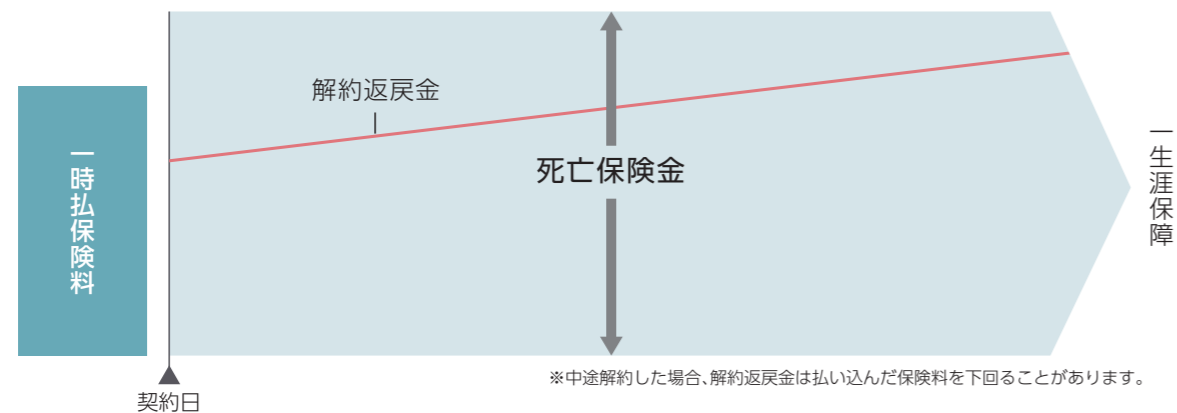
死亡保障が一生続く「終身保険」は、相続対策に有効です。

「終身保険」とは？

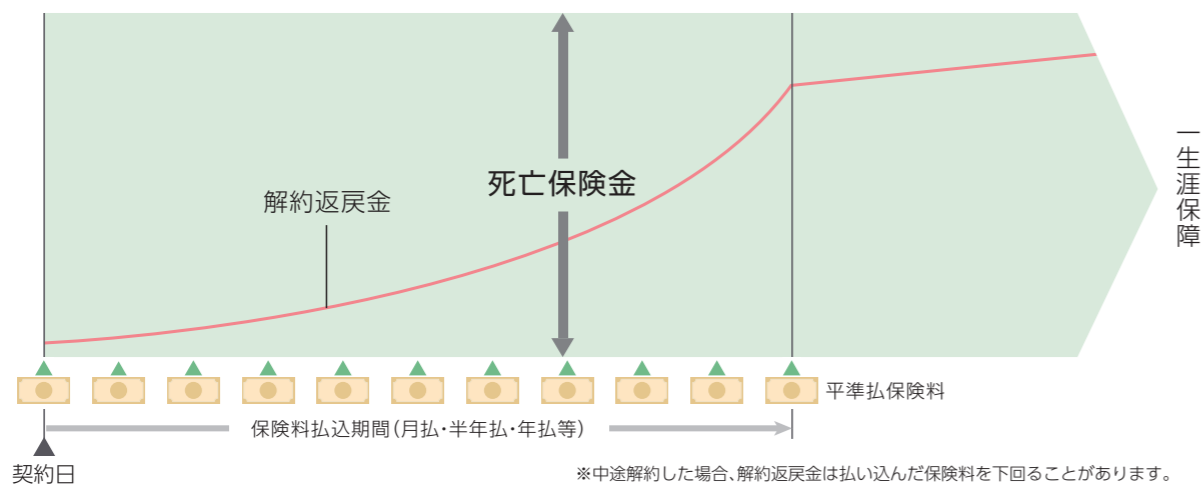
終身保険は保険期間が一生続く生命保険です。終身保険には満期がないため、保険期間中に保険の対象となる被保険者が死亡した場合、あらかじめ指定した死亡保険金受取人に対し、確実に保険金をのこすことができます。

終身保険のしくみ

■ 「一時払終身保険」の仕組み



■ 「平準払終身保険」の仕組み



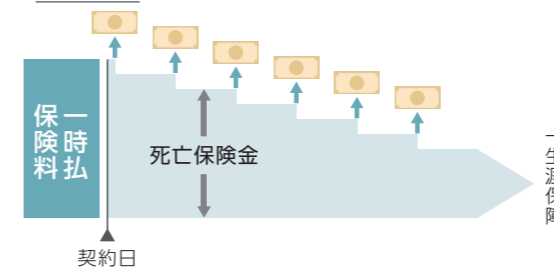
SBI新生銀行(募集代理店)の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みを引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。

一般的な終身保険のしくみ

■ 指定した回数の生存給付金を受け取れ、生存給付金と死亡保障の合計が最低保証されているタイプ

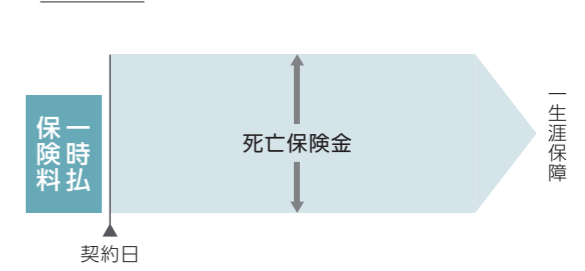
※生前贈与に活用できるタイプです。

イメージ図



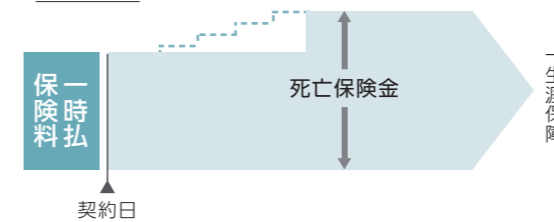
■ ご契約当初から一時払保険料よりも高い死亡保障が得られるタイプ

イメージ図



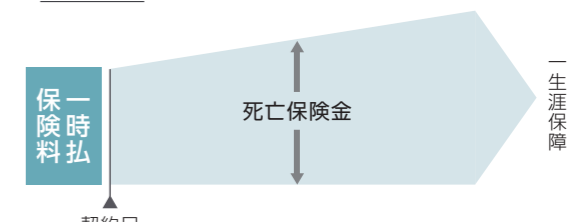
■ 一定期間を経過すると一時払保険料よりも高い死亡保障が得られる(または段階的に死亡保障が増える)タイプ

イメージ図



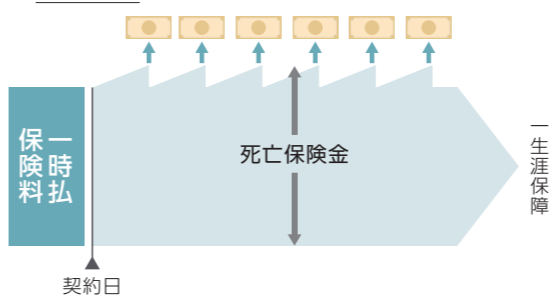
■ 毎年保険金額が逡増し一時払保険料よりも高い死亡保障が得られるタイプ

イメージ図



■ 定期的に引出金を受け取りながら、一時払保険料相当額の死亡保障が最低保証されているタイプ

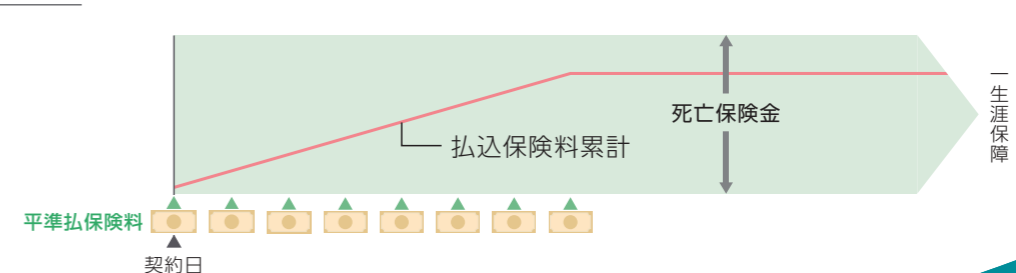
イメージ図



一時払終身保険

■ 一定期間、継続的に保険料を払い込むタイプ

イメージ図



平準払終身保険

相続の備えに役立つSBI新生銀行の取扱商品・サービス

遺言信託

信託商品

遺言に関する相談・作成補助・保管・執行により、遺言者の想いを実現します。

遺言書作成のご相談から、遺言書の保管・遺言の執行までトータルにサポートし、お客様の想いの実現をお手伝いさせていただきます。

おすすめしたい方

- 相続人ごとに特定の財産を自分の意思で指定し相続させたい方。
- 子どもがいないので妻に全財産を相続させたい方。
- 法定相続人以外の人にのこしたい方(孫・寄付など)。

メリット

- 法定相続分と異なった分け方ができます。
- 信託会社が遺言執行者に就職し、遺言の内容を実現します。

ポイント①

専門家が「遺言書」の作成をサポート！

お客様のご意向や家族構成・保有財産を踏まえ、信託会社の専門家が遺産分割等のご相談を承ります。最終的には公証役場で公正証書遺言を作成いただき信託会社を遺言執行者としてご指定いただけます。

ポイント②

「遺言執行」により相続手続きの負担が軽減！

遺言の内容の実現のために、信託会社が遺言執行者として相続手続きを行います。

遺産整理業務

信託商品

相続の手続きは、金融機関への残高証明書の発行依頼をはじめ、遺産の分割協議、それにとまなう不動産や有価証券、預貯金等の名義変更など、通常あまり経験することのないさまざまな手続きが、ご遺族の方に求められます。

「遺産整理業務」は、豊富な経験と専門知識を有する信託会社の専門家が、相続にとまなう種々の問題への適切なアドバイスと、さまざまな手続きのお手伝いをさせていただくサービスです。

このような方はぜひご相談ください。

- 相続に関する手続きに不慣れな方
- 相続手続きが煩雑で、どう進めてよいかわからない方
- 相続人同士が遠方に住んでおり、相続の手続きが取りづらい方
- 相続税申告が必要なため期限内に手続きを進めたい方
- その他、相続手続きでお困りの方

遺言信託、遺産整理業務、民事信託コンサルティング業務につきましては、信託会社の業務提携店として取次ぎをいたします。ご契約に際しましては、お客様と信託会社が契約当事者となります。

民事信託コンサルティング業務

信託商品

民事信託とは、お客様が信頼できるご家族の方などに、大切なお金や不動産などの管理や運用を託すという財産管理のしくみです。信託財産から利益を受ける人を受益者と言いますが、この受益者を指定することで相続対策として有効です。従来の相続対策や財産管理よりもお客様のニーズに沿った柔軟な対応が可能になります。

一方で、民事信託のしくみづくりや契約書の作成を自力で行うのは困難です。

「民事信託コンサルティング業務」では、専門家が豊富な経験と知識を基にご家族への想いに寄り添い、安全で確実なくみづくりのアドバイス、信託契約書の作成に必要な情報のご提供、ご希望に応じた契約書ひな型の提示や文章化などをサポートいたします。

民事信託のご検討をおすすめしたい方

- ご自身に相続が発生した後は配偶者へ信託財産をのこし、配偶者に相続が発生した後はお子さま等の特定の方に信託財産をのこしたい方。
- 将来の判断能力の低下に備え、例えば賃貸不動産等の信託財産管理・運用・売却等をご家族にお任せしたい方。
- 将来資産を相続する予定の相続人に、生前の資産管理もお任せしたい方。

相続無料相談会

サービス



すっきり整理する相続

早めのすっきりで後は安心。

無料相談会に参加して良かった！

円滑な資産分割のために、**生命保険を活用する方法**があるって聞いたけどホント？ (80代/男性)

生前贈与など、**効果的な相続対策プラン**のアドバイスを聞きたい！ (80代/男性)

「容易さ」を重視する

遺産分割や換金の方法をわかりやすく教えて欲しい。 (70代/女性)

自宅に住み続けながら、**自分の資産を整理**して、同時に**老後資金も用意**したい。 (50代/女性)

このようなお考えはございませんか？

— SBI新生銀行が考える 相続のポイントとは？ —

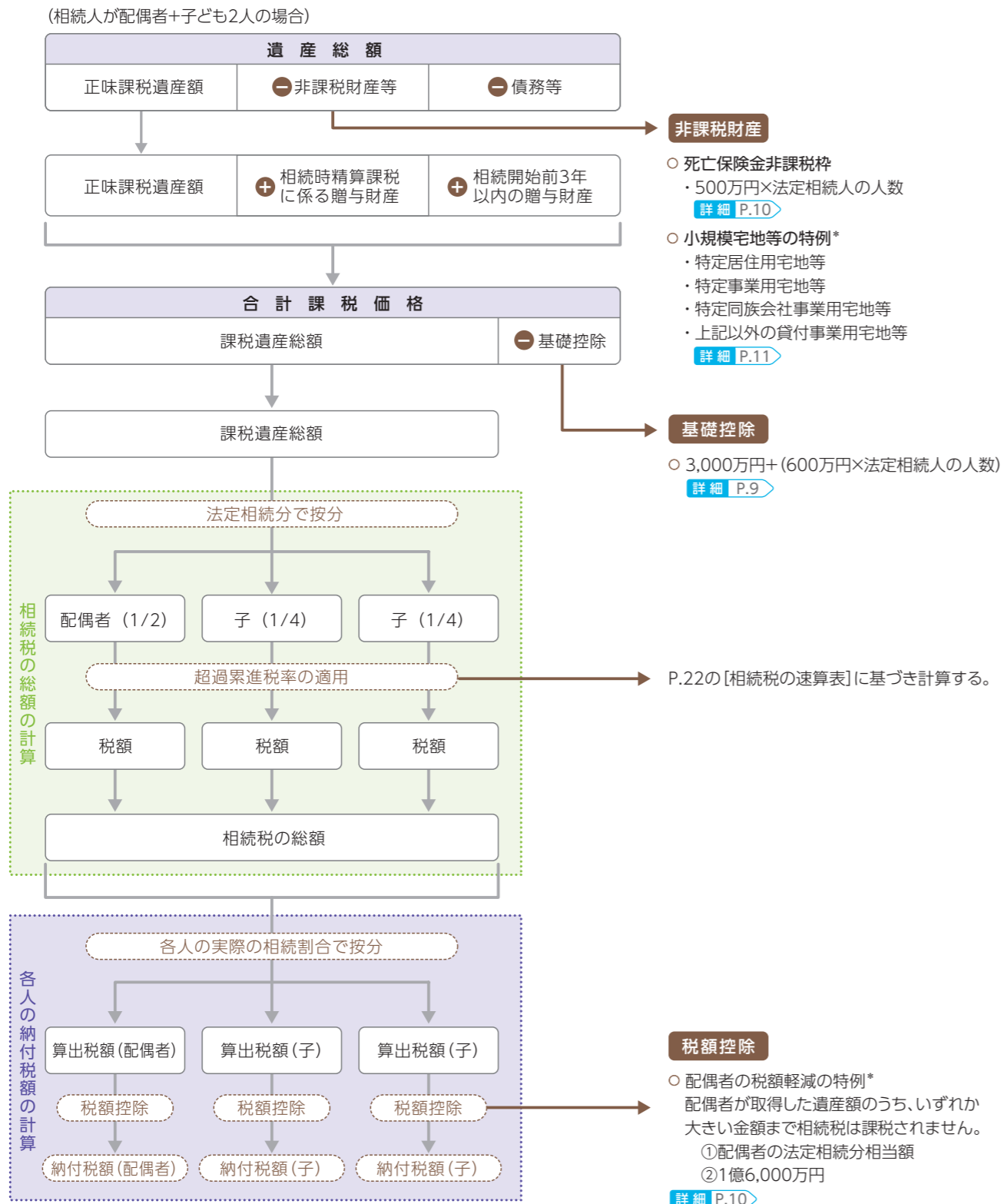
ポイント① 「家族に感謝されたい」「迷惑をかけたくない」そんな気持ちにしっかり応える。

ポイント② 「普通」の家庭でも、財産をしっかり整理。さもないと後で意外な落とし穴が！

ポイント③ 実は生命保険を活用すれば、相続をすっきり整理することも可能。

1 相続税の計算方法

相続税算出までの流れ



* 相続税の申告期限までに遺産分割が済んでいない場合、原則として特例の適用はありません。

相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	税率	速算控除額
1,000万円以下	10%	0円
1,000万円超～3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超～5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超～1億円以下	30%	700万円
1億円超～2億円以下	40%	1,700万円
2億円超～3億円以下	45%	2,700万円
3億円超～6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

相続税額早見表

相続税の計算には、いくつかのステップが必要です。この計算を概算で表したものが以下の相続税額早見表です。相続財産と家族形態からおおよその相続税の目安がわかります。

(単位：万円)

遺産の総額 (基礎控除前)	相続人					
	妻と子1人	妻と子2人	妻と子3人	子1人	子2人	子3人
5,000万円	40	10	0	160	80	20
6,000万円	90	60	30	310	180	120
7,000万円	160	113	80	480	320	220
8,000万円	235	175	138	680	470	330
9,000万円	310	240	200	920	620	480
1億円	385	315	263	1,220	770	630
1億5,000万円	920	748	665	2,860	1,840	1,440
2億円	1,670	1,350	1,218	4,860	3,340	2,460
2億5,000万円	2,460	1,985	1,800	6,930	4,920	3,960
3億円	3,460	2,860	2,540	9,180	6,920	5,460
4億円	5,460	4,610	4,155	14,000	10,920	8,980
5億円	7,605	6,555	5,963	19,000	15,210	12,980
6億円	9,855	8,680	7,838	24,000	19,710	16,980
7億円	12,250	10,870	9,885	29,320	24,500	21,240
8億円	14,750	13,120	12,135	34,820	29,500	25,740
9億円	17,250	15,435	14,385	40,320	34,500	30,240
10億円	19,750	17,810	16,635	45,820	39,500	35,000

※遺産の総額は基礎控除額を差し引く前の課税価格の合計額
 ※被相続人の遺産を相続人が法定相続分により相続したものと計算
 ※税額控除は配偶者減税額のみを適用、子どもはすべて成人であることを仮定した場合の総額を表示
 ※税額は1万円未満を切り上げで表示

2 分けにくい資産の遺産分割対策 ～代償交付金の準備～

分けにくい資産を引き継ぐ方法として

分けにくい資産は代償分割で備える

主な相続財産が不動産などの「分けにくい資産」の場合、遺産分割の際に相続人間に不公平感が生じやすく、「争族」につながる可能性があります。

例えば3人家族(父、長男、長女、母は他界)で、父親と同居している長女がそのまま自宅を相続し、マイホームを購入して別居している長男にこのす財産がないようなケースでは、「争族」になりやすいといえます。

こうしたケースでは代償分割により、相続人間の不公平感を解消する必要があります。

代償分割とは

代償分割とは、相続人の一人(または数人)に法定相続分を超える財産(例えばすぐに売却できない土地・建物など)を与えたうえで、その超えた部分の代償として他の相続人に金銭を交付して解決するという方法です。

「不動産はあげるからそのうち私の分はお金で返してね(=代償交付金)」

代償交付金は生命保険を活用し、あらかじめ準備しておくことをおすすめします。

代償交付金を生命保険で用意するメリット

- メリット ① 生命保険は受取人固有の財産であり、原則として**遺産分割協議の対象外**。預貯金や有価証券などの場合、遺産分割協議がまとまらなると現金化することができませんが、生命保険であれば相続発生後、請求手続きに不備等がなければすみやかに生命保険金が死亡保険金受取人に支払われるため、受取人はそれを代償交付金の原資として活用できます。
- メリット ② 生命保険は**受取人と保険金額を指定**することができる
- メリット ③ 生命保険は非課税枠がある [詳細 P.10](#)

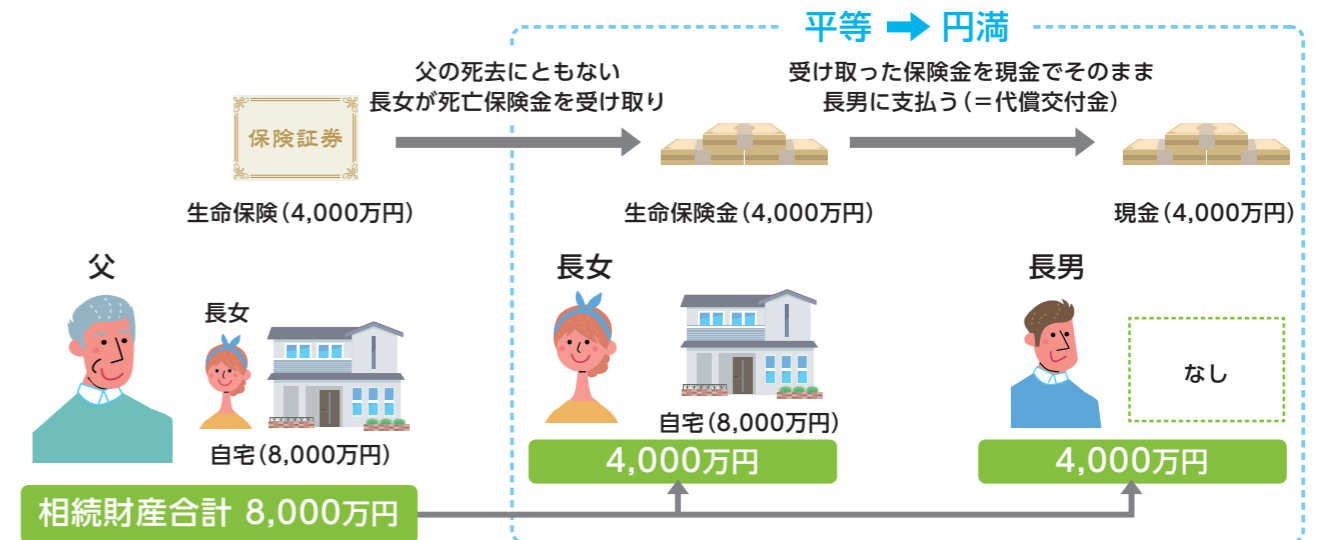
「代償分割」を考えてみましょう。

ケーススタディ

イメージ図 (例) 家族構成は父、長男、長女
相続財産は自宅(土地・建物の時価評価額) 8,000万円のみ
父と同居していた長女が自宅に住み続ける(相続する)場合



平等にするためには長女から長男へ4,000万円を支払う必要がある。これを**生命保険**で準備



生命保険を活用して代償交付金の財源を確保する際、「受取人は自宅を相続する長女」にすることがポイントです。長男を受取人にすると生命保険金は相続財産とは別扱いになるため、長男は生命保険金とともに自宅の代償交付金も請求できてしまうことになってしまいます。



3 相続手続きの流れ(全体版)



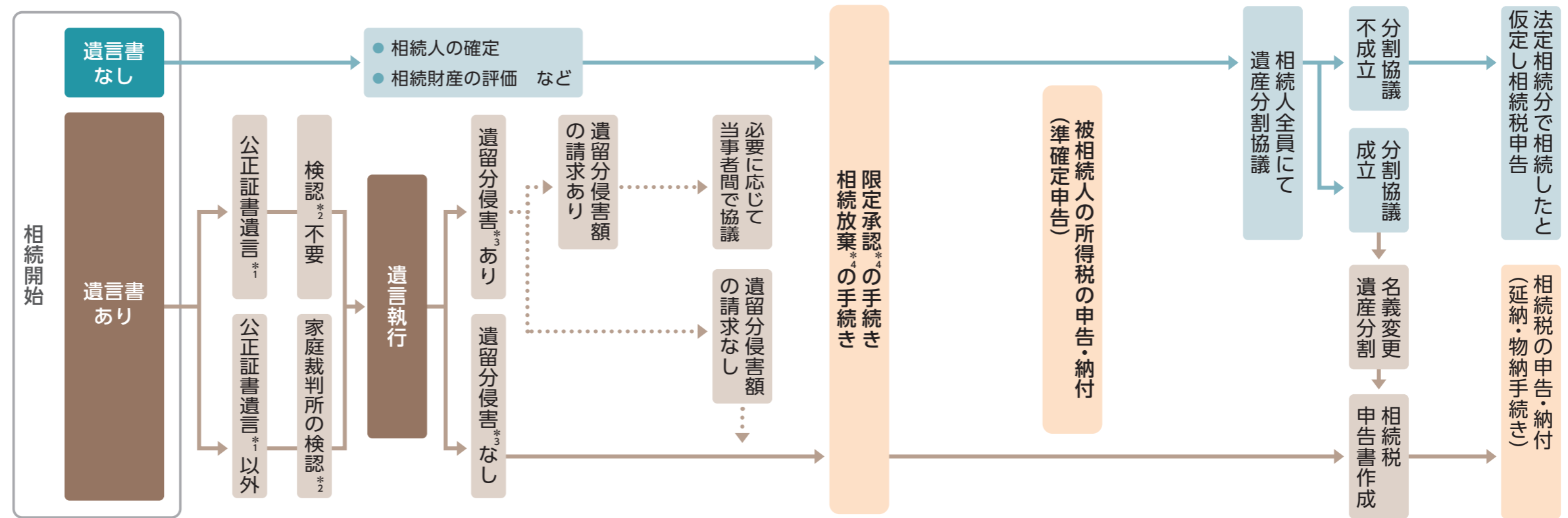
葬祭・家事 (一例)

- 通夜・告別式
- 初七日法要
- 香典返し
- 四十九日法要
- 形見分け
- 一周忌法要(1年以内)

役所等の手続き

- 死亡届(7日以内)
- 初火葬埋葬許可申請
- 公共料金等の名義変更
- 各種契約の名義変更(廃止)
- 社会保険等へ埋葬料の請求
- 生命保険金交付申請
- 健康保険の手続き
- 戸籍(除籍)謄本の取り寄せ
- 年金受給停止の手続き
- 遺族年金の請求

相続の手続き



税金関係

- 所得税の申告・納付(準確定申告)
- 相続税の申告・納付等

*1 公正証書遺言とは、資格をもった公証人が遺言者の意思内容を確認し、それにつき効力を保証するものであり、自筆証書遺言(全文を自筆で書き上げる遺言書)より確実に遺志が伝わります。
 *2 検認とは、遺言書の偽造・変造を防止し、その保存を確実にするために行われる証拠保全手続きであり、遺言の内容の真偽、遺言の有効・無効を判断するものではありません。
 *3 遺留分侵害とは生前贈与や遺贈などにより一定の相続人が最低限保障される割合である遺留分に相当する財産を受け取ることができなかった場合をいいます。
 *4 相続財産を上回る借入金があった場合は相続放棄により借入金の相続を免れることができ、相続財産が不確定の場合は相続財産を責任の限度とする限定承認で相続することによって返済する限度付きの相続をいいます。

が伝わります。
 なお、2020年7月10日に施行された「法務局における遺言の保管等に関する法律」の適用を受けるものは、検認は不要です。
 ことができます。限定承認は借入金を返済した後、残余財産がある場合にはその残余財産を相続しますが、借入金が多い債務超過の場合には相続財産の